

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2008年9月号

局地的な豪雨の多かった8月。でも、今年の稲作は豊作だそうです。新米の美味しい御飯がもうすぐいただけますが、あなたのお好きな御飯の友は？西尾は、断然納豆昆布です。



9月号目次

☆ ねんきん特別便は来ましたか？



☆ ねんきん特別便は来ましたか？

この頃、ねんきん特別便のことで、ご相談いただくことが多くなってきました。ねんきん特別便は来たけれど、見方がよくわからない、でも社会保険事務所にいくのは…。という方が多いようです。

・わかりやすい厚生年金の加入期間

厚生年金加入期間は、勤務していた会社名等が印字されており、ああ、このときは、A株式会社に勤めていて、残業が多くて大変だった！などと、比較的当時のことを思い出しやすいものです。

・ちょっとわかりにくい国民年金加入期間

そこへいくと、国民年金の加入期間はちょっとわかりにくいです。特別便の下欄にある保険料納付期間や免除期間期間と足し引きして計算せねばならず、特別便をもらった方が迷う箇所でもあります。

とくにわかりにくいのが、第3号被保険者期間

いわゆる、結婚して厚生年金の第2号被保険者（つまりは会社員や公務員）である配偶者（夫や妻）に扶養されていた期間です。この国民年金の第3号期間は、保険料納付期間に含まれているのですが、国民年金加入のどの期間に、ご自分が第3号に該当したのかすぐには見分けが付きません。

そもそも、この第3号という制度が出来たのが、現在の2階建て年金制度が出来た昭和61年からです。それまでは、自営業以外の被扶養配偶者は、強制的に年金に加入する現在の制度と違い、加入するどうかは、ご本人の判断に任せられていたのです。（いわゆる任意加入です）ご自分で保険料を支払えば、その期間は当然年金額に反映されますが、支払わなくても督促がくるわけではありませんでした。（裏面へ続く）

昭和 61 年の新年金制度に改定されてからは、第 3 号として届け出れば、ご自分で保険料の支払いはしなくても、支払いをされていた期間として年金額に反映されることになりました。

ところが、この第 3 号の届出は、ご自身が直接市町村の窓口で手続きをしなければならなかったため、忘れてたり、届出制度をご存じなかったりした方が多く、結果年金制度に未加入というケースが非常に多くありました。そこで、平成 14 年からは、第 3 号被保険者の配偶者(第 2 号被保険者)が勤務する事業所の事業主経由で、この届け出を健康保険の被保険者届と合わせて行われることになり、未届けによる未加入は防げるようになったのです。

- ・でも、依然としてこの届出が済んでいない第 3 号被保険者の方が多い現実を踏まえ、将来無年金者になることを防止するため、平成 16 年の改定で未加入者が届け出れば、昭和 61 年まで遡り第 3 号として年金記録を訂正するという措置がとられたのです。

●西尾の解説

今回、ねんきん特別便が来たが、見方がわからない、とおっしゃるご相談をいただきました。ご相談者が見せてくださったねんきん特別便には、国民年金の未納期間があります。その期間は結婚してご主人の被扶養配偶者であったとのことでした。

そこで、その期間にご主人がどのような年金制度に加入されていたか確認し、国民年金の第 3 号に該当すれば訂正手続きをとお勧めしました。昭和 61 年といえば、団塊世代が 40 歳前ですから、この年代は、ぜひ第 3 号の手続きがなされているかを確認してください。

でも、もし、なされていない場合、慌てなくて大丈夫。上記のように訂正は可能です。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分 (日曜・祝日定休日)

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町 3 0 8

ヤマチュウビル 2 階 N 1 0

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいづれも徒歩 2 分

